

評議員及び役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭仁会定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員報酬等）の規程により、評議員会にて定められた、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準により、当法人の評議員及び理事、監事（以下「役員」という）の報酬等に関する事項について定める。

(評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬は、定時評議員会の出席、その他理事長が招集し必要と認めたときは、別表1により支給する。

ただし、役員研修会等に出席した場合は、旅費規程により支給する。

(理事の報酬)

第3条 理事の報酬は、理事会の出席、理事長が招集し必要と認めたときは、別表2により支給する。

ただし、役員研修会等に出席した場合は、旅費規程により支給する。

2 理事長の報酬は、栃木県内社会福祉法人の平均額を参考として別に定める。

(監事の報酬)

第4条 監事の報酬は、理事会及び監事会の出席、指導監査等の立会、その他理事長が招集し必要と認めたときは、別表3により支給する。

ただし、役員研修会等に出席した場合は、旅費規程により支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、評議員会にて協議の上決定する。

附則 この規程は平成29年6月19日より施行する。

別表1

名 称	報 酬 (円)
評議員会出席報酬等	10,000

別表2

理事会出席報酬等	10,000
----------	--------

別表3

理事会出席報酬等	10,000
監事会出席報酬等	10,000
監査立会報酬等	10,000